		［略］	
	ロ　注文履行費	［略］	
		(3)　通話に係るデータの蓄積若しくは料金の計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原価	施行規則第14条第２号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、割引通話に係る原価
		［略］	
	［略］		
［略］			
三　管理共通費	イ　営業管理費	［略］	
		(3)　営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第１号、第２号及び第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価
		［略］	
		(13)　三の科目(1)から(12)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価（(14)及び(15)に掲げるものを除く。）	施行規則第14条第１号、第２号及び第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価
		［略］	
［略］			

注１　施行規則第14条第１号イ及びロ、第２号イ及びロ並びに第４号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。ただし、同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る５、６及び７の欄については、同条第１号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。

［２～５　略］

		［同左］	
	ロ　注文履行費	［同左］	
		(3)　通話に係るデータの蓄積若しくは料金の計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原価	施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、割引通話に係る原価
		［同左］	
	［同左］		
［同左］			
三　管理共通費	イ　営業管理費	［同左］	
		(3)　営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第１号及び第２号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、割引通話に係る原価
		［同左］	
		(13)　三の科目(1)から(12)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価（(14)及び(15)に掲げるものを除く。）	施行規則第14条第１号及び第２号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価
		［同左］	
［同左］			

注１　施行規則第14条第１号イからハまで及び第２号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。

［２～５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。